

奈義町森林整備計画

自 令和 5 年 4 月 1 日

計画期間

至 令和 15 年 3 月 31 日

樹立 令和 5 年 4 月 1 日

奈 義 町

目 次

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1 森林整備の現状と課題	P 1
2 森林整備の基本方針	P 1
3 森林施業の合理化に関する基本方針	P 6
II 森林の整備に関する事項	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1 樹種別の立木の標準伐期齢	P 6
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	P 7
3 その他必要な事項	P 8
第2 造林に関する事項	
1 人工造林に関する事項	P 8
2 天然更新に関する事項	P 1 0
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	P 1 2
4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	P 1 2
5 その他必要な事項	P 1 2
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他 間伐及び保育の基準	
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	P 1 3
2 保育の作業種別の標準的な方法	P 1 3
3 その他必要な事項	P 1 4
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	P 1 4
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 の区域及び当該区域における施業の方法	P 1 6
3 その他必要な事項	P 1 8
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	P 1 9
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進 するための方策	P 1 9
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	P 1 9
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	P 1 9
5 その他必要な事項	P 2 0

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	P20
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	P20
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	P20
4 その他必要な事項	P20
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	P21
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	P22
3 作業路網の整備に関する事項	P23
4 その他必要な事項	P24
第8 その他必要な事項	
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	P25
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	P25
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	P25

III 森林の保護に関する事項

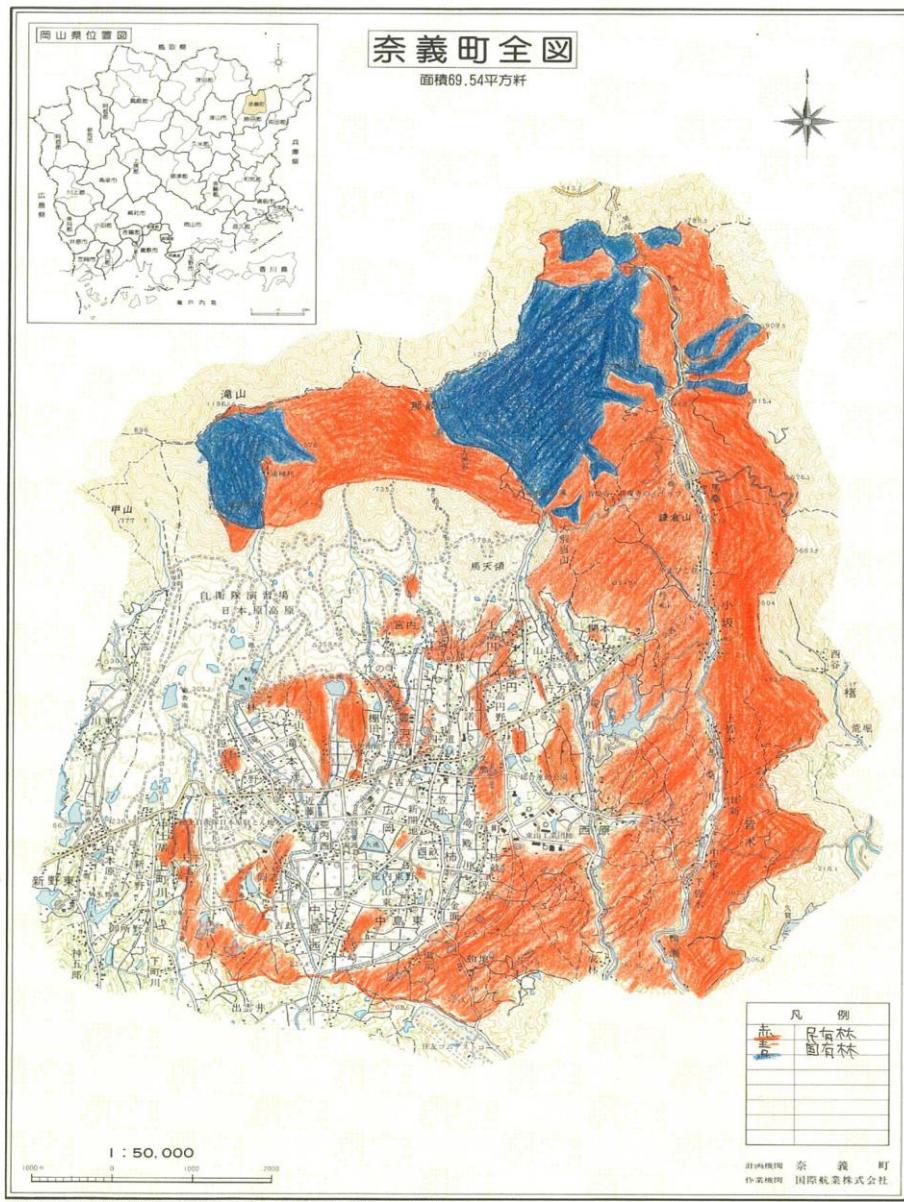
第1 鳥獣害の防止に関する事項	
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	P26
2 その他必要事項	P27
第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災予防その他の森林の保護に関する事項	
1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法	P27
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	P27
3 林野火災の予防の方法	P28
4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	P28
5 その他必要な事項	P28

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域	P28
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	P29
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	P29
4 その他必要な事項	P30

V その他森林の整備のために必要な事項

- | | |
|------------------------|-------|
| 1 森林経営計画の作成に関する事項 | P 3 0 |
| 2 生活環境の整備に関する事項 | P 3 1 |
| 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項 | P 3 1 |
| 4 森林の総合利用の推進に関する事項 | P 3 1 |
| 5 住民参加による森林の整備に関する事項 | P 3 1 |
| 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 | P 3 1 |
| 7 その他必要な事項 | P 3 1 |



I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は森林資源に恵まれ、森林面積は4, 376 haで町総面積の約63%を占め、所有形態別では国有林1, 356 ha、民有林3, 020 haとなっている。民有林のうちスギ・ヒノキを中心とした人工林は約68%の2, 059 haで、そのうち、約11%が今後間伐、枝打ちなどの保育施業が必要な35年生以下の若齢林となっている。

戦後植林した森林の多くが主伐期を迎えており、木材価格の低迷などにより収入が見込めないため、伐期を先延ばししている状況にあるが、その間も択伐、収入間伐を行い林業経営の継続化を図ることが必要となっている。

また、全国的に林業を取り巻く情勢は国産材需要の減少をはじめ、生産コストの高騰、林業従事者の高齢化、後継者不足など、厳しい状況にあり、本町の林業も同様にこれらの問題を抱えている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能、土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別される。森林の整備及び保全の目標とする各機能に応じた森林の望ましい姿を第1表のとおり定める。

第1表 森林の機能と望ましい姿

森林の機能	望ましい姿
水源涵養機能 <small>かんよう</small>	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に發揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の有する諸機能が發揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養^{かん}、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に發揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性等にも配慮する。

なお、これらを推進する上で重要な林業労働力については、その担い手の主体である町内の林業事業体が中心となり、県民局、町、各関係機関及び林研グループ、林業改良指導員、森林管理署との連携をより一層密にし、技術指導、啓蒙普及に努めるとともに、森林所有者の意向を反映させ、かつ適正な森林施業の実施のため、計画的に実施するための体制整備を推進するものとする。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を第2表のとおり定める。

第2表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 <small>かん</small>	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や住民のニーズ等に応じ、奥地林等の人工林における針広混交林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に發揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に發揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>

保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、住民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、住民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする</p> <p>この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

3 森林施業の合理化に関する基本方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、森林施業の共同化、林業の担い手育成、林業機械の導入及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った諸施策の実施を総合的かつ計画的に推進し、林業経営の委託への転換を目指すものとする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとする。

あわせて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

なお、管理放棄林や所有者不明林については、町が関係機関と連携し集約管理を行う。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して、第3表のとおり定める。

第3表 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
奈義町	40年	45年	35年	40年	15年	20年

注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針に基づき、次のとおり定める。

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ。）が、再び立木地となることをいう。以下同じ。）を伴う伐採であり、その方法は、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐	<p>皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。</p> <p>皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、努めて分散させるものとし、公道及び林道周辺はできるだけ保存することとし、伐採面積の規模に応じて少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。</p>
択伐	<p>択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帶状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。</p> <p>択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう適切な伐採率により一定の立木材積を維持する。</p>

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のアからオまでに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮、林地の保全、落石等の防止及び風致の保護等の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮し、優良な萌芽を発生させるため、9月から3月の間に伐採を行うものとする。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に片側20メートル程度の保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3 その他必要な事項

特になし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

(1) 人工造林の対象樹種

地域森林計画で定める人工造林の対象樹種に関する指針に基づき、適地適木を旨として、自然条件、樹種の性質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。

苗木の選定にあっては、少花粉スギ・ヒノキ苗木を基本とし、低コスト造林に資するコンテナ苗や成長に優れたものの活用に努め、人工造林の対象樹種を第4表のとおり定める。なお、必要に応じて品種を定めるほか、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。

また、特定の区域に限って適用すべき人工造林の対象樹種を設定する場合は、林小班を指定し当該区域を表示する。

さらに、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の産業振興課と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

第4表 人工造林の対象樹種等

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、その他郷土樹種	
【対象樹種を設定する場合】		
該当なし		

(2) 人工造林の標準的な方法

地域森林計画で定める人工造林の標準的な方法に関する指針に基づき、次の事項を定めるものとする。

ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を第5表のとおり定める。

なお、特定の区域に限って適用すべき植栽本数については、備考欄に当該区域を表示する。

また、複層林化を図る場合の下層木について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率

(材積による率) を乗じた本数以上を植栽する。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の産業振興課とも相談の上、適切な植栽本数を決定する。

第5表 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	密仕立て	4,500	該当なし
	中仕立て	3,300	
	疎仕立て	3,000	
マツ	中仕立て	5,000	
クヌギ	中仕立て	3,000	

イ その他人工造林の方法

気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して地拵えの方法、植栽時期、植付けの方法その他必要な事項について第6表のとおり定める。

また、少花粉スギ・ヒノキ苗木の植栽を推進し、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める。

第6表 その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽の支障とならないよう整理し、等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、傾斜30度以上の急傾斜地及び浮き石等の不安定で崩壊の危険性がある箇所においては、等高線沿いの筋状地拵を行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	全刈地拵えの場合は正方形植えを原則とし、筋状地拵えの場合は等高線に沿って、できるだけ筋を通して植え付けを原則とし、植え付けは丁寧とする。気候その他の自然条件及び既往の植え付け方法を勘案して植え付け方法を定めることとする。
植栽の時期	4月～6月中旬までに行うことを原則とし、秋植えの場合には、苗木の根の成長が鈍化した時期（10月～11月）に行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

なお、岡山県天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図ることとする。

(1) 天然更新の対象樹種

地域森林計画で定める天然更新の対象樹種に関する指針に基づき対象森林に関する自然条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ。）を第7表のとおり定める。

第7表 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	岡山県天然更新完了基準に準ずる。
ぼう芽による更新が可能な樹種	同上

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき立木の本数の基準となる期待成立本数を第8表に定めるとともに、天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものがその本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させる。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高については、地域の植生等を勘案して定める。

第8表 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
岡山県天然更新完了基準による	10,000本/ha以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として必要な事項等について第9表に定めるものとし、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき及び植込みを行う。

- ① 地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
- ② 刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
- ③ 植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所は、経営目標等に適した樹種を選定し、必要な本数を植栽する。

第9表 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	種子の発芽条件、生育条件を改善するために、林床植物の除去とともに、地表に堆積する落葉落枝を攪乱し、A層を表面に露出させ種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈 出 し	天然稚幼樹の生育がササ等の下床植生によって阻害される箇所については、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図るものとする。
植 込 み	植栽後に獣害又は気象害等により、植栽した苗木が枯損した場合等に、その空間を埋めるために植栽を行う作業。
芽 か き	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じてぼう芽の翌年に1回目を行い、地際に近く風上側の強い芽を1株当たり4～5本残すようにする。4年目に2回目の芽かきを行い、1株当たり2～3本とする。

ウ その他天然更新の方法

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法を定めるとともに、更新すべき立木の本数に満たない場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知)に示す設定例を基本に、その基準を定める。具体的には同通知の(解説編)の3の3-2の4における設定例(現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林)を基本とする。

ただし、IVの1の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければならない適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を定めるとともに、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させる。

生育し得る最大の立木の本数 10,000本/ha以上

5 その他必要な事項

なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法

地域森林計画で定める間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、過度の競争関係を緩和し、地域における森林の立木の成長度合い等を勘案して、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について、第10表に定める。

なお、間伐の間隔は下表によらない場合、標準伐期齢に達しない森林については10年、標準伐期齢以上の森林については15年を限度とする。

また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。

第10表 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数(本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齡(年)				標準的な方法
			初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	小径材	3,300	14	17	21	25	【選木方法】 1回目は形質不良木を中心に2回目以降は形質不良木とともに成長の良い優勢木も選木の対象とする。 【間伐量】 中国地方林分密度管理図による。
	一般材		17	21	26	31	
	大径材		19	26	35	—	
ヒノキ	小径材	3,300	17	22	27	32	【選木方法】 1回目は形質不良木を中心に2回目以降は形質不良木とともに成長の良い優勢木も選木の対象とする。 【間伐量】 中国地方林分密度管理図による。
	一般材		21	26	31	37	
	大径材		21	28	37	—	

注) 上表は、スギ・ヒノキとも小径材生産を目標とするものは地位上、そのほかは地位中の林分での参考年数を示す。

2 保育の種類別の標準的な方法

地域森林計画で定める保育の標準的な方法に関する指針に基づき、第11表に定める。

下刈りについては、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行う。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。

第11表 保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齡及び回数															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
下刈り	スギ	△	①	①	①	①	△	△									
	ヒノキ	△	①	①	①	①	△	△									

つる 切り	スギ						←	△	→		←	△	→				
	ヒノキ							←	△	→	→	→	→				
除伐	スギ						←	△	→		←	△	→				
	ヒノキ							←	△	→		←	△	→			
枝打ち	スギ							←	△	→							
	ヒノキ							←	△	→							

保育の種類	標準的な方法	備考
下刈り	植栽木が下草より抜け出すまで行う。実施時期は、6～8月頃を目安とする。	
つる切り	下刈り後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は、6～8月頃を目安とする。	
除伐	造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。侵入した広葉樹については、土壤の化学性の維持改善、景観の向上等を図るために、形質の良好なものの保存を考慮することとする。実施時期は9～翌年の5月頃を目安とする。	
枝打ち	単価のより高い優良材の生産のため、枝打ちを行う。その際、木材の成長に支障が生じないよう考慮して行うこととする。実施時期は9～12月を目安とする。	

注) ○印：通常予想される実行標準 ○内の数字は回数 △印は必要に応じて行う実行標準

3 その他必要な事項

特になし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法について、次のとおり定める。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源涵養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林など「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を第12表により定める。

イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとする。

公益的機能別施業森林の区域で設定する施業の方法として、「伐期の延長を推進すべき森林」とする。森林の区域については、第13表により定める。

なお、当該区域において森林経営計画が策定された森林の主伐の伐期齢の下限については、樹種及び地域ごとに第3表の標準伐期齢に10年を加えた林齢とする。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、「土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林」を第12表により定める。

① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能/土壤保全機能が高い森林等。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑化法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公园等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然美を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等。

イ 施業の方法

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な

森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として「複層林施業を推進すべき森林」として定めることしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については「択伐による複層林施業を推進すべき森林」として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、「長伐期施業を推進すべき森林」として定める。

なお、長伐期施業を推進すべき森林区域において森林経営計画が策定された森林主伐の伐期齢の下限については、樹種及び地域ごとに第3表の標準伐期齢のおおむね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。それぞれの森林の区域については、第13表により定める。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

（1）区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適當と認められる森林について、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を第12表により定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定めるものとする。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

さらに、この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の發揮に支障がないように定めるとともに、森林の区域については林班及び小班により表示し特定できるようにする。

（2）施業の方法

森林の公益的機能の発揮及び地域における森林資源の保続に留意しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的かつ効率的な木材等林産物の生産・供給が可能な資源構成となるよう、計画的かつ生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。（アカマツの天然下種更新を行う森林などは除く）

第12表 区域の設定

区分	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1~65林班 ただし、第12表の「土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」及び「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」は除く。	2442.38
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	8林班へ、11林班チ、リ、13林班イ、ロ、15林班ト、チ、16林班イ、ハ、ニの一部、22林班トヘリ、24林班ロ、ヘ、25林班ロ、26林班ロ、ニの一部、ホ、ヘ、28林班ホ～チ、29林班ホ、ヘ、30林班イの一部、ハ、31林班イ～ニ、ホの一部、ヘの一部、ト、チの一部、リ、ル、ヌの一部、34林班ハ、ニ、トの一部、リの一部、ヌ、35林班ロ、ヘ、ト、37林班ハ～ホ、ト～ヌ、38林班ロの一部、42林班トの一部、チの一部、リ、43林班チ、リ、46林班ハの一部、ニ、ホの一部、ヘの一部、ト、チ、51林班ニ～ヘ、52林班イ～ホ、54林班ヘ、ト、55林班イ～ホ、56林班ハの一部、ニの一部、ホ、59林班イ～ニ、61林班ロ、ハ、ホ、トの一部、チ、リ、62林班イ、ロ、ハの一部、ニの一部、ホの一部、63林班イ、ロ、ハの一部、ニ、64林班ニ、ホ、65林班イ～ニ	418.05
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	なし	0.00
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	なし	0.00
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	23林班ニ、24林班イ、25林班イ～ニ、チ～ヌ、26林班イ～ニ、ト、リ、27林班ハ～リ、28林班イ～ハ、チ、ヲ、29林班ロ、ホ～ト、30林班イ～ホ、31林班ハ、チ～ル、32林班ニ	160.37
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	なし	0.00

第13表 区域の設定

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林	1~65林班 ただし、第13表の「土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」及び「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」は除く。	2442.38
長伐期施業を推進すべき森林	なし	0.00
複層林施業を推進すべき森林	8林班へ、11林班チ、リ、13林班イ、ロ、15林班ト、チ、16林班イ、ハ、ニの一部、22林班ト～リ、24林班ロ、ヘ、25林班ロ、26林班ロ、ニの一部、ホ、ヘ、28林班ホ～チ、29林班ホ、ヘ、30林班イの一部、ハ、31林班イ～ニ、ホの一部、ヘの一部、ト、チの一部、リ、ル、ヌの一部、34林班ハ、ニ、トの一部、リの一部、ヌ、35林班ロ、ヘ、ト、37林班ハ～ホ、ト～ヌ、38林班ロの一部、42林班トの一部、チの一部、リ、43林班チ、リ、46林班ハの一部、ニ、ホの一部、ヘの一部、ト、チ、51林班ニ～ヘ、52林班イ～ホ、54林班ヘ、ト、55林班イ～ホ、56林班ハの一部、ニの一部、ホ、59林班イ～ニ、61林班ロ、ハ、ホ、トの一部、チ、リ、62林班イ、ロ、ハの一部、ニの一部、ホの一部、63林班イ、ロ、ハの一部、ニ、64林班ニ、ホ、65林班イ～	418.05
	なし	0.00
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	なし	0.00

3 その他必要な事項

なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町における森林所有者の森林管理の状況について、施業の大半は森林組合の受託により実施されている。これらの状況を勘案し、市町村森林管理事業との経営管理状況と調整を図りながら、引き続き森林組合における森林の経営規模の拡大を図る。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者（不在村を含む）等へ、長期の施業委託並びに森林経営委託の働きかけを行うと共に、森林経営の受託等を担う林業事業体等の育成を行う。又、施業の集約化に取り組む者に対しては、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、地域協議会の開催による合意形成、及び森林経営の受託・森林の信託・林地の取得等の方法について指導を行い、森林の施業又は経営の受託を増進し、森林所有者の森林整備に対する意欲の向上を図りながら、経営規模の拡大を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入力方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせん等を推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進める。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

（1）森林経営管理制度に関する基本的な考え方

森林経営管理制度に基づき、森林所有者に適切な経営や管理を促すため、経営や管理の責務を明確化するとともに、経営や管理が行われていない森林を対象に森林所有者の意向を確認し、森林所有者から経営や管理の委託の申出等があった森林について経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営や管理について委託を受ける（経営管理権の設定）。その上で、県が公表する一定の条件を満たす民間事業者のうち、再委託に応じる者があった場合には、経営管理実施権配分計画を定め、森林の経営や管理を民間事業者に再委託する。（経営管理実施権の設定）民間事業者に再委託しない森林は、本町が経営や管理を行う（市町村森林経営管理事業）。

なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成については、当該計画が奈義町森林整備計画に定められた公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林における施業の方法との整合が図られたものとなるよう留意する。

（2）意向調査の対象となる森林の考え方

水源涵養機能、木材生産機能、生物多様性保全機能等の森林の多面的機能発揮のための間伐等の施業が長期間実施されていない人工林（公有林を除く）を中心に意向調査を実施することとする。

5 その他必要な事項

なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林施業の大半は森林所有者と森林組合による委託により実施されている。森林組合では中長期的な森林経営に関する計画を立てて、植栽から伐採までの一貫した作業を総合的に行い、地域林業発展の中核的役割を果たしている。また一方では、民間の林業事業体の活動も積極的であると共に、熱心な自伐林家も存在している。今後、森林所有者に対して、町・森林組合・民間林業事業体及び個人等による共同施業実施についての啓蒙普及活動を行い、森林経営委託契約または森づくり協定書等の締結を促進する。

また、不在町森林所有者に対する普及啓発活動を強化し、適切な森林施業の確保に努めることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林作業道の整備や境界の明確化などにより、共同で施業を実施する基盤を整備し、森林所有者の森林整備に対する意欲の向上を図りながら、森林経営委託契約または森づくり協定書等の締結を促進し、森林施業の共同化を図ることとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する場合には、森林施業の共同化を効率的に促進するため、1及び2との整合を図りつつ、次の事項に留意すること。

- (イ) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設営及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。
- (ロ) 共同施業実施者は、共同で実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等、共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明記しておくこと。
- (ハ) 共同施業実施者がイ又はロにより明確にした事項につき遵守しないことにより他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同実施の有効性を担保するための措置について明記しておくこと。

4 その他必要な事項

なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

地域森林計画を踏まえ、効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について第14-1表に記載する。

なお、路網密度の水準については、尾根、渓流、天然林等の除地には適用しない。

また、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの考え方について第14-2表に記載する。

第14-1表 路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	35~50	65~200	100~250
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	25~40	50~160	75~200
	架線系 作業システム		0~35	25~75
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	30~50	45~125	60~150
	架線系 作業システム		0~25	15~50
急峻地 (35° ~)	車両系 作業システム	10~30	10~30	5~15
	架線系 作業システム		10~30	5~15

第14-2表 作業システムの考え方

区分	作業 システム	最大到達距離(m)		作業システム			
		基幹路網	細部路網	伐採	木寄せ 集材	枝払い 玉切り	運搬
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系	150 ~200	30 ~75	チェーンソー	スイングヤード グラップル	プロセッサ	フォワーダ トラック

中傾斜地 (15° ~30°)	車両系	200 ~300	40 ~100	チェーンソー	スイングヤード グラップル	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100 ~300	チェーンソー	スイングヤード	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系	300 ~500	50 ~125	チェーンソー	スイングヤード グラップル	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150 ~500	チェーンソー	スイングヤード	プロセッサ	フォワーダ トラック
急峻地 (35° ~)	車両系	500 ~1500	500 ~1500	チェーンソー	スイングヤード	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		500 ~1500	チェーンソー	スイングヤード	プロセッサ	フォワーダ トラック

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ定めるものとし、その区域を第15表に設定する。

第15表 路網整備等推進区域

路網整備等推進区域	面積(ha)	開設予定路線	開設予定延長(m)	対図番号	備考
2林班イ～チ、ヌ～ル	42.00	奈義14号線他	500	①	
24林班イ、ハ～ニ、ト～リ	29.00	奈義12号線他 奈義13号線他	800	②	
25林班ト～ル 26林班ロ	42.00	奈義11号線他	2,200	③	
28林班ト～ル 29林班イ～ト	78.00	奈義10号線他 奈義15号線他	2,600	④	
32林班ニ～チ、ワ～カ	27.00	奈義21号線他 奈義22号線他	1,300	⑤	
30林班ニ～ホ 34林班イ～ニ 47林班ニ～ハ	53.00	奈義16号線他	1,400	⑥	

34林班ホ～ヘ、チ～ヌ 35林班イ～ト	73.00	奈義7号線他 奈義9号線他	2,100	⑦	
41林班イ～ト	42.00	奈義19号線他	1,700	⑧	
44林班 45林班	126.00	奈義17号線他 奈義18号線他	1,600	⑨	
46林班リ～ヌ 48林班イ～ニ	45.00	奈義8号線他	1,500	⑩	
50林班ニ～ホ 51林班イ～ロ 53林班イ～ロ	50.00	奈義23号線他	1,800	⑪	
54林班ニ～チ 56林班イ～ニ	69.00	奈義20号線他	2,000	⑫	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壤の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）又は林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整整第60号林野庁長官通知）及び林業専用道規格相当作成指針を基本として、県が定める林業専用道作設指針（平成24年4月2日治第1号）に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網について、地域森林計画に記載されている基幹路網の開設及び拡張に関する計画に基づき第16表に示す。

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成单層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

第16表 基幹路網の開設・拡張に関する計画

開設 拡張	種類	(区分)	位置 (字、林班等)	路線名	延長(m)及 び箇所数	利用区域 面積(ha)	前半5ヵ年 の計画箇所
拡張	自動車道 ・改良	林道		倉谷	10	140	○
			高円	菩提寺	5	573	—
			馬桑	馬桑右手	4	66	、

				屋敷の谷	3	147	
拡張計	改良	4路線			22		

対図番号	備考
(14)	—
(15)	—

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針（平成23年4月28日治第69号）に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

なし

第17表 森林整備施設の状況

施設の種類	位 置	規 模	対図番号	番 号
なし	—	—	—	—

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、現在、林業・木材産業の長期低迷のため、林業労働力の確保が難しく、安定的な間伐や保育等の森林施業の実施が困難な状況となっている。今後、奈義町地域林業担い手サポート協議会を中心に、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術習得のための計画的な研修等を実施し、林業就業者のキャリア形成支援を行う。また、森林組合等の林業事業体においては、労働条件等の改善による安定的な雇用の確保、並びに安定的な事業量確保にむけての支援体制を整備する。

また、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組む。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

主伐期を迎えた人工林が増加するにあたり、森林施業の円滑な実施や施業コスト削減等の観点からも、林業の機械化は必要不可欠であることから、高性能林業機械の導入及びその効率的な利用を確保するため、リースやレンタルの活用や林業機械の共同利用など、林業機械の利用体制の整備について積極的に取り組むものとする。

林業機械の導入に当たっては、集材等の効率化を図るための路網密度の水準を参考とした低コストで効率的な作業システムに対応すること。なお、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標を第18表に示す。

第18表 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐 倒	町内一円の伐採、集材等実施箇所	チェーンソー（伐採） プロセッサ（造材） ウインチ付きグーラップル（集材） フォワーダ（集材・運搬） グーラップル（集材）	ハーベスター（伐採・造材） ロングリーチグーラップル（集材） フォワーダ（集材・運搬）
造 林	地拵実施箇所 下刈実施箇所	人力 チェーンソー 刈払機	地拵作業機 下刈作業機
保 育 等	枝打実施箇所	人力 自動枝打機	リモコン自動枝打機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町の素材生産量の大半が津山市内の原木市場へ出荷されている。また、スギ・ヒノキのほとんどは製材用であるが、未利用材はチップ、しいたけ用原木として利用されている。

木材の需要拡大については、公共事業の木材建築を率先して導入することにより、木材の

持つ良さを十分に理解してもらい、県民局、町、林業事業体が連携して県産材の普及推進に努める。

第19表 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現 状（参考）			計 画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
モルダーア 製材工場	豊沢	940 m^3	1	計画なし	—	—	

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

（1）区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を別表3のとおり定める。

（2）鳥獣害の防止の方法

対象鳥獣別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進する。

対象鳥獣がニホンジカの場合にあっては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣害施策や農業被害対策等と連携・調整するものとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施。

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積（ha）
ニホンジカ	1～65	3020.80

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認は現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等により行う。また、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災予防その他の森林も保護に関する事項

1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。

特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図る。

なお、抵抗性を有するマツの転換に当たっては、気候、土壤等の自然的条件に適合したものを導入する。

また、ナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図る。

なお、森林病害虫等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

(2) その他

(1) のほか、森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、地元行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりに努める。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1の(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害の状況を把握し、その結果を踏まえて、捕獲や地元行政機関、森林組合及び森林所有者等が協力して計画的に行う防護柵の設置等広域的防除活動等、総合的かつ効果的な推進を図る。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民

の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

奈義町火入れに関する条例に基づいて実施する。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林について、~~第21-20~~表に示す。

第20表 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備 考
なし	

(2) その他

ア 森林の巡視に当たっては、保安林、制限林の保護及び違反行為の防止、林野火災の防止及び森林病害虫の早期発見に努めることとし、林野火災の発生しやすい時期には重点的に巡視を行うものとする。

イ 他法令に基づく林業関係以外の計画が当該森林計画の対象とする森林の区域内を対象とする場合は、当計画と十分に調整を図る。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

地域森林計画に定める当該保健機能森林の区域の基準に基づき、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林であって、森林施業と森林保健施設の整備を一體的に行うことが適當と認められるものを定めるものとし、区域の設定に当たっては。森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、森林施業の担い手となる森林組合の存在等を勘案する。

また、当該保健機能森林の区域は、字及び地番並びに林班及び小班により第21表に示す。

第21表 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積(ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
なし								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

地域森林計画で定める当該保健機能森林の区域内における森林の施業の方法に関する指針に基づき、択伐による複層林施業、特定広葉樹の育成を行う施業等の皆伐以外の方法を原則とし、優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進等を旨として定めるものとし、造林、保育、伐採その他の施業に区分し、それぞれの望ましい施業の方法、施業を実施する上での留意事項について第22表に定める。

第22表 造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法
なし	

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

地域森林計画に定める当該保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針に基づき、森林の有する保健機能以外の諸機能の確保に留意しつつ、当該保健機能森林の状況や利用の見通し、周辺地域の既存の施設との連携、調和の観点から、整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高）をいう。）、当該森林保健施設の維持及び運営に当たっての留意事項等について第23表に定める。

第23表 森林保健施設の整備

主な森林保安施設	留 意 事 項	
	整備及び維持運営	立木の期待平均樹高
なし	自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び森林保健施設の適切な管理、防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意する。	その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高で、既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高

(2) 立木の期待平均樹高

第24表 立木の平均樹高

樹種	期待平均樹高(m)	備考
なし		

4 その他必要な事項

なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画する。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画が樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画作成に努める。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域を次のとおり定める。

区域名	林班	区域面積(ha)
奈義1	24, 25, 26, 30, 31, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49	1154.21
奈義2	20, 21, 22, 23, 27, 28, 29, 32, 33, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65	1108.34
奈義3	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 17, 18, 19	402.22
奈義4	1, 2, 11, 12, 13, 14, 15, 16	356.03

2 生活環境の整備に関する事項

なし

第25表 生活環境施設の整備計画

施設の種類	位 置	規 模	対図番号	番 号
なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

なし

第26表 森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		(将来)		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
なし					

5 住民参加による森林の整備に関する事項

なし

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

なし

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

なし

(3) その他

なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

市町村森林経営管理事業計画は第27表に定める。

第27表 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
未定	伐採、造林、間伐、保育	未定	実施時期未定

7 その他必要な事項

なし

